⑳　本工事は、週休２日制を促進するため、週休２日に取り組むことを前提として、現場閉所状況に応じて工事成績評定に加点評価を行うとともに、履行実績取組証明書の発行を行う試行工事である。

㉑　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

㉒　本工事は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策について、設計変更の対象とすることができる工事である。

㉓　本工事の施工に当たり、１日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合において、１日未満で完了する作業の積算の適用について監督職員と協議し、設計変更することができる工事である。

㉔　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特別仕様書によることとする。

２　競争参加資格

次に掲げる⑴から⒀のすべての条件を満たしている者であること。

⑴　予決令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　東海農政局における令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている者のうち、「土木一式工事」の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東海農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記⑶の再認定を受けた者を除く。

⑸　東海農政局における「土木一式工事」に係る令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,250点以上であること。

なお、上記⑶の再認定を受けた者にあっては、当該再認定後の客観点数が要件を満たしていること。

⑹　施工実績

①　平成20年度から令和４年度（過去15年度間）において、元請として契約締結し完成・引渡しまでが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。

共同企業体にあっては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。また、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上のものについて認める。

なお、共同企業体として申請書を提出した場合、その構成員は単体として申請書を提出することはできない。

②　同種工事とは、「水路・管路工事」を施工実績とし、規模は問わないものとする。

ただし、完成した農林水産省（沖縄総合事務局農林水産部所掌のものを含む。）発注工事の工事成績評定の評定点が65点未満のものを除く。

⑺　配置予定技術者

①　配置予定技術者の専任　配置予定技術者を専任で配置することが必要となる工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第１項、第２項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第１項の定めによる。なお、専任期間の取扱いについては、以下のとおり。

ア　現場作業については、専任を義務付ける。

ただし、請負契約が締結後及び令和５年度における現場施工に着手するまでの期間（令和６年度にあっては、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等を開始するまでの間。令和７年度にあっては、資機材の搬入又は仮設工事等を開始するまでの間。）は、専任を義務付けない。また、契約工期内であっても各年度の工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間は、専任を義務付けない。検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

イ　工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間は、専任を義務付けない。

②　配置予定技術者の配置　配置予定技術者は、下請合計金額が45百万円以上の場合は監理技術者、45百万円未満の場合は主任技術者を配置すること。

共同企業体については、下請合計金額が45百万円以上の場合、構成員のうち１社が監理技術者、その他の構成員は主任技術者を配置することとし、下請合計金額が45百万円未満の場合、構成員のすべての社が主任技術者を配置すること。

③　配置予定技術者の資格　監理技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を当該工事に配置できること。ここで同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15条第２号で定める者のうち、１級土木施工管理技士以外の者とする。

④　配置予定技術者の施工経験　上記⑹に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。

共同企業体にあっては、構成員のうち１人の監理技術者又は主任技術者が同種工事の施工経験を有すること。また、共同企業体としての施工経験は、出資比率が20％以上のものについて認める。

施工経験とは、契約工期の全期間に従事していることを原則とする。ただし、当該工事の契約工期と従事期間が異なる場合は、現場施工期間の３分の２以上又は１年以上の期間に従事したことが確認できること。

現場施工期間とは、契約工期のうち準備工期間及び工事完成検査後の後片付け等のみが残っている期間を除いた期間をいう。

⑤　監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑥　主任技術者は、関連のある工事で、かつ、近接（10㎞程度）工事の場合、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

⑦　入札参加を希望する建設業者と配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）にあること。

⑻　技術提案に係わる技術的所見が適正であること。

⑼　申請書の提出期限の日から開札時までの期間に、東海農政局長から「東海農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成15年９月１日付け15海総第456号（理））に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下この項において同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。

⑿　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　次に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出